

高岡市議会会議規則の一部を改正する規則

高岡市議会会議規則（平成17年高岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第87条の次に次の1条を加える。

第87条の2 この章における出席委員には、高岡市議会委員会条例（平成17年条例第237号。以下「委員会条例」という。）の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第110条に次の1項を加える。

- 3 前2項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第122条に次のただし書を加える。

ただし、委員会条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第124条に次の1項を加える。

- 3 前2項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、第1項中「起立させ」とあるのは「起立又は挙手させ」と、前2項中「起立者」とあるのは「起立者又は挙手者」と読み替えるものとする。

第135条に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオン

ラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第159条の次に次の1条を加える。

(協議又は調整を行うための場)

第159条の2 前条の協議等の場については、重大な感染症のまん延若しくは災害等の発生又は出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない理由により、その構成員が開催場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

高岡市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）新旧対照表 ※ 下線は、改正部分

現行	改正後	備考
<p>【中略】</p> <p>【新規】</p> <p>【中略】 （委員外議員の発言）</p> <p>第110条 略</p> <p>【新規】</p> <p>【中略】 （不在委員）</p> <p>第122条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p>【中略】 （起立による表決）</p> <p>第124条 略</p>	<p>【中略】</p> <p><u>第87条の2 この章における出席委員には、高岡市議会委員会条例（平成17年条例第237号。以下「委員会条例」という。）の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。</u></p> <p>【中略】 （委員外議員の発言）</p> <p>第110条 略</p> <p><u>3 前2項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</u></p> <p>【中略】 （不在委員）</p> <p>第122条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、委員会条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u></p> <p>【中略】 （起立による表決）</p> <p>第124条 略</p> <p><u>3 前2項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、第1項中「起立させ」とあるのは「起立又は挙手させ」と、前2項中「起立者」とあるのは「起立</u></p>	

者又は挙手者」と読み替えるものとする。

【中略】

(紹介議員の委員会出席)

第135条 略

3 前項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

【中略】

(協議又は調整を行うための場)

第159条 略

第159条の2 前条の協議等の場については、重大な感染症のまん延若しくは災害等の発生又は出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない理由により、その構成員が開催場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

【中略】

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

【中略】

(紹介議員の委員会出席)

第135条

【中略】

(協議又は調整を行うための場)

第159条 略

【中略】

高岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

高岡市議会委員会条例（平成17年高岡市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第14条の2 委員長は、重大な感染症のまん延若しくは災害等の発生又は出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない理由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。

- 2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第17条に次の1項を加える。

- 2 前項の委員長又は委員が、第14条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うこ

とができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

現行	改正後	備考
<p>【中略】</p> <p>(新規)</p> <p>【中略】</p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第17条 略</p> <p>(新規)</p> <p>【中略】</p>	<p>【中略】</p> <p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p> <p><u>第14条の2 委員長は、重大な感染症のまん延若しくは災害等の発生又は出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない理由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>【中略】</p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第17条 略</p> <p><u>2 前項の委員長又は委員が、第14条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u></p> <p>【中略】</p>	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

高岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

高岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年高岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（長期欠席による報酬の不支給）

第3条の2 議会議員がその任期中に長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日（以下この項において「閉会日」という。）までの間に開かれる会議及び委員会並びに高岡市議会会議規則（平成17年高岡市議会規則第1号。以下この項において「規則」という。）第99条の規定による委員の派遣、規則第159条第1項又は第2項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場及び規則第160条第1項の規定による議員の派遣（次項において「会議等」という。）の全てを欠席することをいう。以下同じ。）をしたときは、閉会日の属する月の翌月以降に支給する議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。

- (1) 公務上の災害（負傷、疾病又は障害をいう。以下この号において同じ。）又は通勤による災害の場合
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第2項の規定により業務の従事が禁止されている場合
- (3) 規則第2条第2項の規定により、出席できない期間を明らか

にして、あらかじめ議長に届け出ている場合

(4) 前3号に掲げる事由に準ずる場合として議長が認める場合

(5) 病院又は診療所への入院及び退院後の療養であって、医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認める場合

2 前項の規定は、議会議員が議員報酬を支給されないこととされた月以降に最初に会議等に出席した日の属する月の翌月以降の議員報酬については、適用しない。

第6条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、高岡市議会委員会条例（平成17年条例第237号）の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法により出席した場合は、費用弁償は支給しない。

第7条に次の1項を加える。

3 議会議員がその任期中に長期欠席した場合の期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出された額から当該額に6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）以前6月以内の期間における議員報酬が第3条の2第1項の規定により支給されなかった月数を当該基準日以前6月以内の在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

現行	改正後	備考
<p>【中略】</p> <p>(新規)</p>	<p>【中略】</p> <p><u>(長期欠席による報酬の不支給)</u></p> <p><u>第3条の2 議会議員がその任期中に長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日（以下この項において「閉会日」という。）までの間に開かれる会議及び委員会並びに高岡市議会会議規則（平成17年高岡市議会規則第1号。以下この項において「規則」という。）第99条の規定による委員の派遣、規則第159条第1項又は第2項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場及び規則第160条第1項の規定による議員の派遣（次項において「会議等」という。）の全てを欠席することをいう。以下同じ。）をしたときは、閉会日の属する月の翌月以降に支給する議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 公務上の災害（負傷、疾病又は障害をいう。以下この号において同じ。）又は通勤による災害の場合</u></p> <p><u>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第2項の規定により業務の従事が禁止されている場合</u></p> <p><u>(3) 規則第2条第2項の規定により、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ている場合</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる事由に準ずる場合として議長が認める場合</u></p> <p><u>(5) 病院又は診療所への入院及び退院後の療養であって、医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認める場合</u></p> <p><u>2 前項の規定は、議会議員が議員報酬を支給されないこととされた月以降に最初に会議等に出席した日の属する月の翌月以降の議員報酬については、適用しない。</u></p>	

【中略】

(費用弁償)

第6条 略

2 略

(新規)

(期末手当)

第7条 略

2 略

(新規)

【中略】

【中略】

(費用弁償)

第6条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、高岡市議会委員会条例(平成17年条例第237号)の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法により出席した場合は、費用弁償は支給しない。

(期末手当)

第7条 略

2 略

3 議会議員がその任期中に長期欠席した場合の期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出された額から当該額に6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)以前6月以内の期間における議員報酬が第3条の2第1項の規定により支給されなかった月数を当該基準日以前6月以内の在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額を減じた額とする。

【中略】

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

高岡市議会オンラインによる方法で行う委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡市議会委員会条例（平成17年高岡市条例第237号。以下「条例」という。）第14条の2第4項の規定に基づき、同条第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）の開催手続その他オンライン委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象会議)

第2条 オンライン委員会として開くことができる委員会は、次のとおりとする。

- (1) 常任委員会
- (2) 議会運営委員会
- (3) 特別委員会
- (4) 決算特別委員会
- (5) 高岡市議会会議規則（平成17年高岡市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第159条別表に規定する協議等の場

(開催手続)

第3条 委員長は、オンライン委員会を開催するに当たっては、副委員長と協議の上、決定するものとする。

- 2 委員長は、オンライン委員会の開催を決定した場合は、その旨をあらかじめ議長に連絡した上で、当該委員会の委員に対し連絡するものとする。
- 3 前項の規定による連絡を受け、オンラインによる方法で委員会に出席を希望する委員は、当該委員会の開催日の前日（その日が高岡市の休日を定める条例（平成17年高岡市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「市の休日」という。）である場合には、その前の市の休日でない日。以下同じ。）の正午までに、その理由を付けて、高岡市議会オンラインによる方法で行う委員会出席届出書（様式第1号）により、委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情があると委員長が認めたときは、当該委員会の開催日の前日の正午を過ぎても、この項本文の規定による届出をすることができる。
- 4 委員長は、委員からの前項の規定による届出の理由等が、オンラインによる方法での委員会への出席の目的にそぐわないと認めるときは、副委員長と協議の上、届出を受理しないことができる。

(本人確認等)

第4条 委員長は、委員会の開会前及び再開前（直前の休憩が短時間である場合の再開前を除く。）に、映像及び音声により、オンラインによる方法で委員会に出席する

委員（以下「オンライン出席委員」という。）の本人確認を行うものとし、本人であることが確認できた委員は、委員会に出席したものとみなす。

（オンライン出席委員の責務）

第5条 オンライン出席委員は、委員会の開会場所にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、委員会開会中及び短時間の休憩の際は常に映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) オンライン委員会に出席する場所は、原則として、当該委員の自宅又は事務所等とすること。
 - (2) オンライン出席委員の発言等は、会議規則第107条から第109条の発言の規定を準用するものであること。
 - (3) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
 - (4) オンライン委員会に出席する場所に他の者を入れないこと。
 - (5) 委員会に関係のない映像及び音声が入り込まないようにすること。
- 2 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、事務局との間で映像及び音声支障なく送受信できることを確認するものとする。
- 3 オンライン出席委員は、委員会を退席するとき及び委員会の休憩（短時間の休憩を除く。）のときは、映像及び音声の送受信を停止する措置を講じなければならない。

（表決の方法等）

第6条 オンライン委員会における表決は、委員会の開会場所に参集した委員及びオンライン出席委員で同時に行うものとする。

- 2 オンライン出席委員は、挙手による表決を行う場合は、賛成の意思が明確に判別できるよう、指先を上にした手のひら全体が映像に映るように挙手をするものとする。
- 3 委員長は、通信障害等により、オンライン出席委員の表決が映像により確認できない場合であって、通信の状況等を確認してもなおオンライン出席委員の表決が確認できないときは、当該委員は表決を棄権したものとみなすことができる。

（通信障害等が発生した場合の取扱い）

第7条 前条第3項に定めるもののほか、委員長は、通信障害等によりオンライン出席委員の状態が映像により確認できない場合であって、通信の状況等を確認してもなお当該オンライン出席委員の状態が確認できないときは、当該委員を退席したものとみなすことができる。

(除斥の取扱い)

第8条 委員長は、条例第17条第1項の規定により除斥の対象となる者が、オンラインによる方法で委員会に参加している場合は、その議事の際、当該オンライン出席委員の映像及び音声の送受信を停止するものとする。ただし、オンライン出席委員が同項ただし書の規定による発言を同条第2項の規定によりオンラインによる方法でするときは、この限りでない。

(委員会記録)

第9条 オンライン委員会の記録には、オンライン出席委員がオンラインによる方法で委員会に参加している旨を記載するものとする。

(補則)

第10条 条例、規則及びこの要綱に定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、適宜協議の上、決定するものとする。

様式第1号（第3条関係）

高岡市議会オンラインによる方法で行う委員会出席届出書

年 月 日

委員長 様

委員会委員
氏 名

高岡市議会オンラインによる方法で行う委員会開催要綱第3条第3項の規定により、下記のとおり、オンラインによる方法での委員会への出席を届出ます。

記

- 1 委員会開催日時 年 月 日（ ）午（前・後） 時 分
- 2 オンラインによる出席を希望する理由
- 3 メールアドレス（オンライン委員会アドレス送付先）
- 4 委員会開催時連絡先（電話番号）
- 5 出席場所（該当するものに○を付してください）
自宅 ・ 事務所 ・ その他（ ）

※本届出書に記載いただいた個人情報は、オンライン委員会出席の目的以外には使用いたしません。